⑴　法令若しくは法令に基づく内閣総理大臣若しくは都道府県知事の処分に違反する行為をして、貸金業の業務の停止を命ぜられ、又は法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは本協会の定款、業務規程その他の規則に違反する行為をして、本協会から除名の処分を受けたことがあること。
⑵　前条の加入申請書若しくはその加入申請書に添付した書類に虚偽の記載があり、又は重要な事項について記載が欠けていること。
⑶　貸金業者の信用又は品位を害するおそれがある者であること。

2　前項第３号に該当することを理由にその加入を拒否しようとするときは、あらかじめ、当該加入申請者にその旨を通知して、相当の期間内に弁明する機会を与えるものとする。

（加入の承認を受けた場合における加入金の納付）

第18条　本協会に加入の承認を受けた加入申請者は、本協会の指定する期日までに本協会に加入金を納入しなければならない。

2　加入金の額は、定款施行規則で定める。

（退会の承認）

第19条　協会員は、本協会を退会しようとするときは、別に定める様式による退会申請書を本協会に提出し、本協会の承認を受けなければならない。

2　前項に規定する退会の承認は、理事会の決議により行う。

（基金等の返還の制限）

第20条　協会員が本協会を退会するときは、第65条に規定する基金その他本協会の財産について返還を受けることができない。

2　前項の規定は、協会員が第９条第２項第２号の規定に該当することとなった場合又は次条の規定により除名の処分を受けた場合についてこれを準用する。

第３節　処分及び勧告

（協会員の処分）

第21条　本協会は、協会員が次の各号の一に該当すると認めるときは、その協会員に弁明の機会を与えたうえ、理事会の決議により、処分を行うことができる。

⑴　不正な手段により本協会に加入したとき。
⑵　法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款、業務規程その他の規則、総会若しくは理事会の決議若しくはこれらに基づく処分に違反したとき。
⑶　本協会に納入しなければならない金銭を本協会の定めるところにより納入しないとき。
⑷　第12条に規定する届出若しくは報告を行わず、又は虚偽の届出若しくは報告を行ったとき。
⑸　第13条に規定する報告若しくは資料の提出を行わず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。
⑹　第14条に規定する監査を拒否し、妨げ、又は忌避したとき。
⑺　第15条の規定に違反して本協会の名称を無断で使用したとき。
⑻　貸金業者の信用又は品位を害する非行があったとき。

2　前項に規定する処分の種類は、譴責、過怠金の賦課、会員権の停止若しくは制限又は除名とする。

3　前項に規定する過怠金の額は、３千万円以下とする。ただし、第１項第２号の違反が重大なものであって、かつ貸金業界の信用を著しく失墜させたときは、過怠金の上限の額を１億円とする。

4　第２項に規定する会員権の停止又は制限をする期間は、１年以内とする。

5　第３項ただし書による過怠金の賦課による処分及び第２項に規定する会員権の停止若しくは制限又は除名の処分は、出席した理事会又は自主規制会議の構成員の議決権の３分の２以上の多数決により行う。

6　第１項の規定による処分において、過怠金の賦課及び会員権の停止又は制限は併科することができる。

7　協会員は、第１項の規定により会員権の停止又は制限の処分を受けた場合においても、その期間中、協会員としての義務はすべてこれを履行しなければならない。

（協会員に対する勧告）

第22条　本協会は、協会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款、業務規程その他の規則の遵守状況若しくは協会員の営業又は財産の状況が本協会の目的に鑑みて適当でないと認めるときは、協会員に対し事由を示して勧告を行うことができる。

第３章　機関

第１節　総会

（総会）

第23条　総会は、定時総会と臨時総会の２種とする。

2　総会は、代議員をもって組織する。

3　総会に出席できる者は、代議員に選任された協会員（法人協会員の場合はその代表者）又はその代理人とする。

（代議員）

第24条　協会員が有する代議員選出権の個数は、当該協会員が負担する会費の口数に比例する。

2　代議員の総数は、200名以内とし、協会員のなかからその業態、地区ごとに、選任する。

3　地区・業態別定数、選任の方法等前項の代議員の選任に必要な事項は、「代議員選任規則」をもって定める。

4　代議員は、総会において１個の議決権を有する。

（総会の招集）

第25条　定時総会は、毎事業年度終了後３月以内に、臨時総会は、必要がある場合に随時、理事会の決議により会長がこれを招集する。ただし、代議員の３分の１以上から議案及び招集事由を示して総会招集の請求があったときは、会長は、遅滞なく総会を招集するものとする。

2　前項に規定する総会の招集は、緊急の場合を除くほか、会日の２週間前までに各代議員にその日時、場所及び議案を記載した通知を発して行う。

（審議事項）

第26条　総会においては、定款で別に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
⑴　定款の改正に関する事項
⑵　毎事業年度における予算及び決算並びに事業計画書及び事業報告書の承認に関する事項
⑶　本協会の解散及び残余財産の処分に関する事項
⑷　役員の選任及び解任に関する事項
⑸　前各号に掲げるもののほか、理事会が必要と認める事項

（定足数及び議決権の行使）

第27条　総会は、その決議について代議員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

2　代議員は、理事会が書面による議決権の行使を認めたときは、書面を総会の議長に提出し、その議決権を行使することができる。

3　前項の規定により議決権の行使のための書面を提出した代議員は、その総会に出席したものとみなす。

（議決の方法）

第28条　総会の議事は、出席した代議員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、定款の改正並びに本協会の解散及び残余財産の処分は、全代議員の議決権の３分の２以上の多数決による。

2　前項の場合において、定款の改正及び本協会の解散に係る議決は内閣総理大臣の認可を得たのちでなければその効力を生じない。

（議事録）

第29条　総会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、議長及び総会に出席した代議員２人以上がこれに署名押印するものとする。

第２節　役員等

（役員の定数）

第30条　本協会に次の役員を置く。
⑴　理事　会員理事　６人以内
　　公益理事　５人
　　常任理事　３人以内
⑵　監事　会員監事　２人
　　常任監事　１人

（役員の選任）

第31条　前条に規定する会員理事は、総会の決議により、代議員である協会員（法人協会員の場合はその代表者）のうちからこれを選任する。

2　前条に規定する公益理事は、総会の決議により、貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図るために必要な見識を有し、かつ、貸金業に直接関係のある業務を営む者の常務に従事する者以外の者のうちからこれを選任する。

3　前条に規定する常任理事は、総会の決議により、協会員の役員及び従業員以外の者からこれを選任する。

4　前条に規定する会員監事は、総会の決議により、代議員である協会員（法人協会員の場合はその代表者）のうちからこれを選任する。